

# 2016年度 人材育成委員会 活動報告

『知財専門実務研修分科会』



2017年3月9日

中国 I P G 人材育成委員会 知財専門実務研修分科会  
馬場 崇智 (富士ゼロックス中国)

# 1. 分科会メンバー

	参加者		
	会社名	氏名(敬称略)	備考
1	三菱重工業(中国)有限公司	木田 共彦	
2	三菱電機(中国)有限公司	三井 健弘	
3	鐘化企業管理(上海)有限公司	藤本 雅則	
4	尼康映像儀器銷售(中国)有限公司	亀原 博	
5	日立化成株式会社	太田 尚武	
6	松下電器研究開発(中国)有限公司	姚 満立	
7	松下電器研究開発(中国)有限公司	方 舜瑩	途中退会
8	太陽ホールディングス	牛山 幸佑	
9	三菱麗陽(上海)管理有限公司	佐々木 達彦	途中帰任
10	矢崎(中国)投資有限公司	工藤 猛司	
11	豊田汽車(中国)投資有限公司	原山 直樹	
12	村田(中国)投資有限公司	藤本 直史	途中参加
13	尼康映像儀器銷售(中国)有限公司	梅津 薫	途中参加
14	三菱麗陽(上海)管理有限公司	畑澤 亮	途中参加
15	豊田汽車(中国)投資有限公司	小田 智洋	途中参加
16	富士ゼロックス(中国)有限公司	馬場 崇智	

# 2. 活動報告

## 1. 活動計画

<b>狙い</b>	主体的な参加により自ら学び且つ後任駐在員に受け継ぐ(開示する)資産を残す。
<b>研修方法</b>	<b>QA方式</b> ※ 参加者に事前にQを出して貰い、講師に送付し、予めAを貰った上で、研修当日、更にQAを実施。
<b>研修成果</b>	<b>議事録</b> ※ 事前に遣り取りしたQAの内容、および研修当日のQAを録音し書き起こした内容を含む議事録。

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
<b>日時</b>	5/19(木) 15:00-16:50	7/21(木) 15:00-16:50	9/14(木) 15:00-16:50	11/16(水) 15:00-16:50	1/12(木) 15:00-16:50	3/2(木) 15:00-16:50
<b>研修テーマ</b>		権利侵害系 法規定研究	訴訟実務	専利法修正 草案(送審稿) 研究	商標権の 取得と活用	権利侵害系 法規定(草案) 研究
<b>関連資料</b>		最高人民法院による専利権侵害紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈(二) …など	中国特許権侵害訴訟マニュアル2012年改訂版、2015年度 知財専門実務研修分科会 先使用公証に関わる実務対応 議事録…など	中華人民共和国専利法修正草案(送審稿)、2015年度 知財専門実務研修分科会 職務発明(基礎) 議事録	中国・改正商標法マニュアル、模倣対策マニュアル 2012年度版、2015年度 知財専門実務研修分科会 模倣品対策(基礎) 議事録…など	専利権侵害行為認定指南(意見募集稿)、専利行政法執行証拠規則手引(意見募集稿)、専利紛争行政調停指南(意見募集稿)
<b>議事録 取り纏め</b>	研修テーマ、研修方式…などについて検討					
<b>講師</b>		鐘化企業 管理(上海) 藤本 様	日立化成 太田 様	矢崎(中国) 工藤 様	尼康映像儀 器銷售(中国) 亀原 様	太陽ホール ディングス 牛山 様
		森・濱田松本 法律事務所) 小野寺 様	IP FORWARD) 本橋 様	B L J 法律事務所) 遠藤 様	西村あさひ 法律事務所) 野村 様	森・濱田松本 法律事務所) 小野寺 様

# 2. 活動報告

## 2. 活動結果(一覽)

日程	研修テーマ	講師	参加者	研修成果
2016 7/21	権利侵害系 法規定研究	森・濱田松本法律事務所 弁護士) 小野寺 様	10名	議事録 QA 17項目、20頁
9/14	訴訟実務	IP FORWARD 弁護士) 本橋 様	10名	議事録 QA 15項目、13頁
11/16	専利法修正草案 (送審稿)研究	B L J 法律事務所 弁護士) 遠藤 様	10名	議事録 QA 20項目、18頁
2017 1/12	商標権の 取得と活用	西村あさひ法律事務所 弁護士) 野村 様	12名	議事録 QA 12項目、16頁
3/2	権利侵害系法規定 (草案)研究	森・濱田松本法律事務所 弁護士) 小野寺 様	12名	議事録 (発行予定) QA 12項目

## 2. 活動結果(議事録イメージ)

も共同侵害を認めて良いとはいにくいと思われる。実質的に損害がないような場合は、直接侵害がないのだから教唆も、幫助も成立しない、と判断されると思

われる。消費者が直接侵害を実施している場合で、侵害を認めら  
実施しているような場合で、侵害を認めら  
合に、共同侵害のみを認める例があるので  
は、理論的なことは忘れて、何か別のロジ

事前質問8 (質問者：[不明])  
(テーマ) 間接侵害、侵害教唆・積極的誘導  
(関連文書) 司法解釈：最高人民法院による専利権  
の若干問題に関する解釈(二)

(質問) 司法解釈第21条で間接侵害の規程が導入  
条件となっていると思われる。間接侵害者のみを文  
害の立証はどの程度必要か。または直接侵害者を初

(事前回答) 事前質問7への回答参照。

(質問) 質問の意図としては、次の通り。すなわち  
して、顧客を巻き込みたくないシチュエー  
けの立証でいけるのならそれがよいが、身  
たい。

(回答) やはり典型的に想定されるのは、顧客が直  
「うちの特許を侵害しているよ」とはい  
もまさにこの点が問題になることがあり、  
を行うようにいってくるが、権利者として  
い。もし顧客に(調査していることが)は

(回答) 公証していない書類が証拠能力を持つことはあると思うが、立証のハードルはそ  
こそ高いというのが実感である。

(追加質問) 製造前の図面について例えばタイムスタンプを取っておいてその後量産段階になっ  
て公証を行った場合、先にタイムスタンプを取った書類と公証を行った資料をう  
まく結び付けられるのか。

(回答) 物によるが中国でも十分できると考える。タイムスタンプのみを行う会社もある。  
但し、特許の中身とプロトタイプの間でどの程度乖離があるかは業界によって異  
なると思われるので、そういう意味では証拠能力を付与できたとしてもそれが証  
拠になり得るかは個々の事案、クレームの書き方に依存すると考える。

事前質問13 (質問者：[不明])

(テーマ) 意匠権；技術的機能

(関連文書) 最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の  
若干問題に関する解釈

(質問) 第12条にある「但し、意匠権を侵害した製品が当該別の製品における技術的な  
機能だけを持っている場合は除外される」の、「技術的な機能だけを持っている  
場合」とは具体的にどのようなものが挙げられる？

(事前回答) 解釈一の第12条について、同解釈の第11条と合わせて理解すべきだと思われる  
(「特許解釈の適用と解釈」)。すなわち、「主に技術的機能により決定されるデザ  
インの特徴及び全体の視覚効果に影響を及ぼさない製品材料、内部構造等の特徴  
は、これを考慮しないものとする」との規定である。

最高人民法院は2012年知的財産権アニュアルレポートで「(2012)行提字第14

# 2. 活動報告

## 2. 活動結果

日程	研修テーマ	活動状況	講師
2016 7/21	権利侵害系 法規定研究	研修終了。 議事録発行。(QA17項目)	森・濱田松本法律事務所) 小野寺 様
	＜参加者全 10名＞ 三菱重工業) 木田様、三菱電機) 三井様・孟翠敏様、鐘化企業管理) 藤本様、ニコン) 亀原様、日立化成) 太田様 (事前事後検討参加/当日不参加)、太陽ホールディングス) 牛山様、三菱レイヨン) 佐々木様、矢崎) 工藤様、豊田自動車) 原山様		
9/14	訴訟実務	研修終了。 議事録発行。(QA15項目)	IP FORWARD) 本橋 様
	＜参加者全 10名＞ 三菱重工業) 木田様、三菱電機) 三井様、鐘化企業管理) 藤本様、ニコン) 亀原様、日立化成) 太田様、松下電器研究開発) 姚満立様、太陽ホールディングス) 牛山様、三菱レイヨン) 佐々木様、矢崎) 工藤様、豊田自動車) 原山様		

# 2. 活動報告

## 2. 活動結果

日程	研修テーマ	活動状況	講師
2016 11/16	専利法修正草案 (送審稿)研究	研修終了。 議事録発行。(QA20項目)	B L J 法律事務所) 遠藤 様
	＜参加者全 10名＞ 三菱重工業) 木田様、三菱電機) 三井様、鐘化企業管理) 藤本様、ニコン) 亀原様、日立化成) 太田様、太陽ホールディングス) 牛山様、三菱レイヨン) 佐々木様、矢崎) 工藤様、豊田自動車) 原山様、村田) 藤本様		
2017 1/12	商標権の 取得と活用	研修終了。 議事録発行。(QA12項目)	西村あさひ法律事務所) 野村 様
	＜参加者全 12名＞ 三菱重工業) 木田様、三菱電機) 三井様、鐘化企業管理) 藤本様、ニコン) 亀原様、日立化成) 太田様 (事前検討参加)、太陽ホールディングス) 牛山様、矢崎) 工藤様、豊田自動車) 原山様、村田) 藤本様、ニコン) 梅津様、三菱レイヨン) 畑澤様、豊田自動車) 小田様		

# 2. 活動報告

## 2. 活動結果

日程	研修テーマ	活動状況	講師
2017 3/2	権利侵害系法規 (草案)研究	研修終了。 議事録作成中。(QA12項目)	森森・濱田松本法律事務所) 小野寺 様
<p>&lt;参加者全 12名&gt; 三菱重工業) 木田様、三菱電機) 三井様、鐘化企業管理) 藤本様、ニコン) 亀原様、日立化成) 太田様、太陽ホールディングス) 牛山様、矢崎) 工藤様、豊田自動車) 原山様、村田) 藤本様、ニコン) 梅津様、三菱レイコン) 畑澤様 (事前検討参加)、豊田自動車) 小田様</p>			



## 3. 課題

### ■ 知財専門実務研修分科会のテーマについて

①意見募集が出ている法規定等は、分科会のテーマとせず、特別委員会の設置を検討する。

※以下の通り、是まで分科会のテーマとしてきましたが、来年度以降、上記を検討する。

(理由)意見募集が出ている法規定等は、中国における先端的な知財課題である為、人材育成を主眼とした委員会よりも特別委員会で取り扱う方がより適している為。

②適切な範囲のテーマ設定を検討する。

2016年度は全体的にテーマの範囲が広く、参加者・講師共に負担が大きくなり易かった。

2016年度	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
研修テーマ	研修テーマ、研修方式…などについて検討	権利侵害系法規定研究	訴訟実務	専利法修正草案(送審稿)研究	商標権の取得と活用	権利侵害系法規定(草案)研究

2015年度	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
研修テーマ	研修テーマ、研修方式…などについて検討	職務発明(基礎)	模倣品対策(基礎)	先使用/公証に関わる実務対応	営業秘密に関わる実務対応	技術輸出入管理条に関わる実務対応

実質以下が大部分  
国務院法制弁公室  
「職務発明条例草案(送審稿)」